

# 福岡県公報

令和三年六月八日  
第二百六号  
増刊 ①

## 目次

### 規 則 (第三十九号・第四十号)

○福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (社会活動推進課) ……………一

○水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則 (食の安全・地産地消課) ……………四

### 告 示 (第六百八号)

○福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人 (平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号) の一部改正 (県民情報広報課) ……………四

## 規 則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年六月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第三十九号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成十年福岡県規則第四十九号) の一部を次のように改正する。

第三条中「公告又はインターネットによる」を削り、「により公表する」を「による」に改める。

第四条の見出しを削り、同条を次のように改める。

### 第四条 削除

第十二条第一項中「年間役員名簿の住所又は居所に係る部分」を「年間役員名簿」に改め、「役員名簿 (法第十条第一項第二号イの役員名簿をいい、住所又は居所に係る部分については年間役員名簿に同じ。)」並びに「を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されていると認めるときは、当該情報に係る部分を電子閲覧に供しないことができる。

一 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、申請者、設立代表者、法人の代表者及び法人の役員の氏名並びに役員の役職に関する情報を除く。

二 法人その他の団体 (国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

第十二条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の規定にかかわらず、特定非営利活動法人の役員、社員その他の利害関係人の生命、健康、生活又は財産を保護するために特に必要があると認める場合は、当該必要な事項に限り、電子閲覧に供しないことができる。

第二十七条第三項中「第四条」を「第三条」に改める。

第三十条第一項中「法第五十二条第四項」の下に、「第五項」を加える。

様式第二号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第21号（第23条関係）

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書  
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

受付印

年月日	主たる事務所の所在地	〒	電話 ( )	—
	(フリガナ) 法人名		FAX ( )	—
	(フリガナ) 代表者の氏名			
	福岡県知事 殿	認定 (特例認定) の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日
	至 年 月 日	至 年 月 日		

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額		
	提出しない場合			
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度 ( 年度)			
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書面を除く。)		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
	最後に職員給与規程を提出した事業年度 ( 年度)			
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
			③ 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表(第3表)		
		※「ロ」の欄の記載は必要ありません。		
		「役員状況」第3表付表1		
		監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2		
		認定基準等チェック表(第4表)(初葉)		
	認定基準等チェック表(第5表)			
	認定基準等チェック表(第7表)			
	欠格事由チェック表			

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人等が、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。
- 3 提出書類の様式について  
特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」の欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年月日～年月日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月九日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則様式第二十一号は、施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年六月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十号

水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する

規則

水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則（昭和三十八年福岡県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第四条関係）」に

「氏名 印」を

「氏名

（記名押印又は署名）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第六百八号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人（平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」を「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」に改める。  
「公益財団法人福岡県スポーツ推進基金」